

発電設備認定申請について

一般財団法人 日本品質保証機構

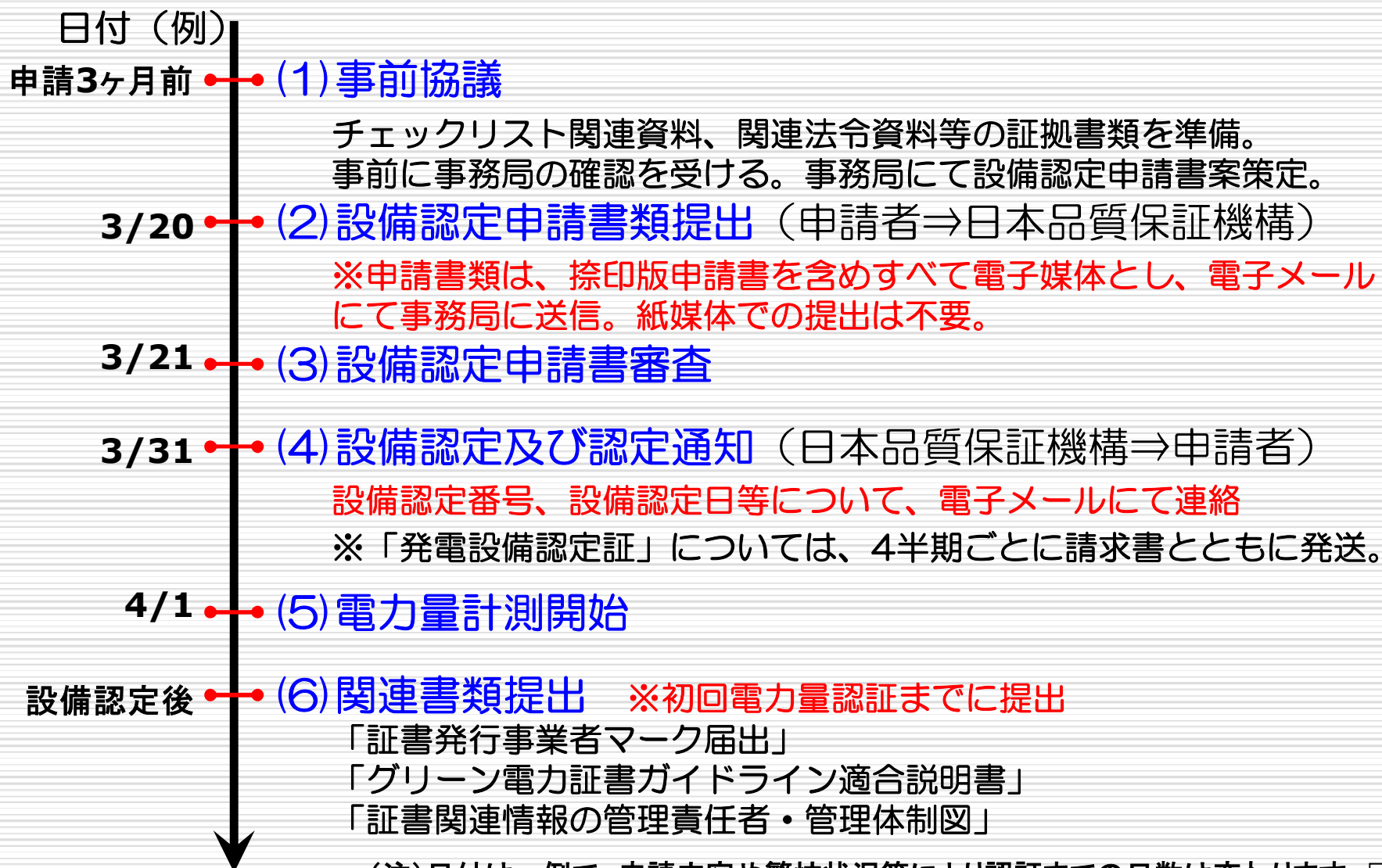
2019年1月：改

目 的



- 新規申請者の方々に、発電設備認定申請から発電設備認定までの流れについて正しくご理解いただき、的確かつ効率的に手続きを進めていただくためのものです。
- 発電設備認定申請までに必要な準備、発電設備認定申請に必要な申請書式、認証可能電力量等を確認するための必要書類、留意事項等について解説します。

発電設備認定までの流れ



（注）日付は一例で、申請内容や繁忙状況等により認証までの日数は変わります。

(1) 事前協議ー①チェックリスト

□ 「認証要件に関するチェックリスト」の適合説明で示した必要書類を揃えてください。

- 追加性要件の(1)に該当する場合、補助金や助成金等による収入が設備費用の1/2を超過しないこと
(補助金明細書、事業収支計算書など)
- 追加性要件の(2)に該当する場合、売電収入やその他の収入があっても、設備維持更新のために証書の対価収入が必要であること
(売電収入明細書、設備維持費予算書、設備更新計画書など)
- 追加性要件の(3)に該当する場合、将来的にグリーン電力発電設備の新設又は増設の計画があること
(グリーン電力設備設置計画書、基金運用状況報告書など)

※過去に類似性のない設備認定申請や新規申請者による設備認定申請の場合、必要により専門家の意見を聴取することになります。

(1) 事前協議－①チェックリスト

□ 「認証要件に関するチェックリスト」の適合説明で示した必要書類を揃えてください。

- グリーン電力の環境価値が発電事業者に帰属していないこと
(発電事業者との業務委託契約書など)

注：発電事業者は、グリーン電力価値（環境価値）を保有ないことになるため、ホームページやCSR報告書等で「CO2排出削減に寄与している」など環境価値に関連した表現を行っていないことを確認してください。

- 電力量の計測が的確に行われていること
(計量器の位置を明示した単線結線図、計量器写真など)
- 系統に流れているかどうか（逆潮流）を確認できること
(系統連系サービス契約書など)
- 立地に対する関係者と合意していること
(地元との協議書、議会承認議事録など)

(1) 事前協議—②関係法令

□ 「認証要件に関するチェックリスト」の関係法令で示した必要書類を揃えてください。

■ 電気事業法関連資料

(工事計画届出、保安規定届出、主任技術者選任届出、安全管理審査結果通知など)

■ 電力会社との系統連系関連資料

(系統連系サービス契約書、受給契約書など)

■ 建築基準法、消防法関連資料

(建築確認通知書、発電設備設置届出など)

■ バイオマス関連資料

(ばい煙発生施設設置届出、排ガス濃度測定結果報告書、計量証明書、騒音・振動調査報告書など)

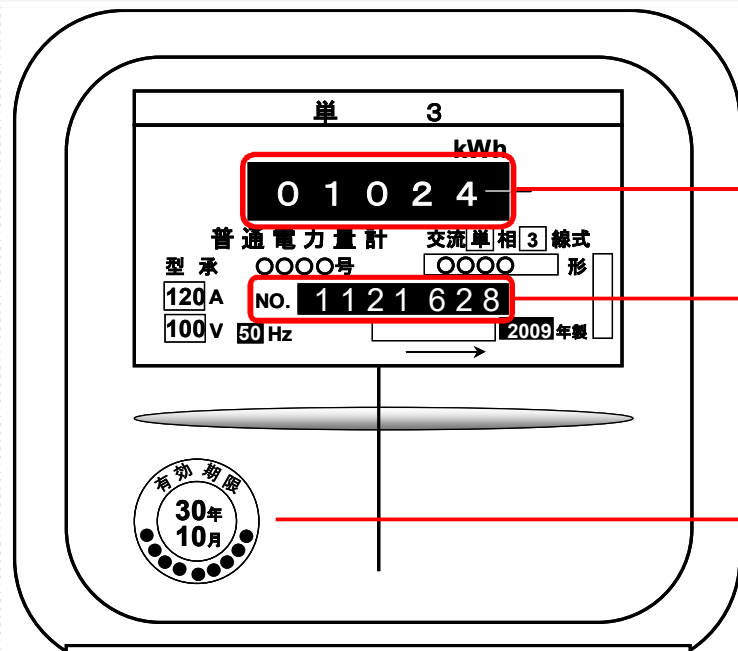
(1) 事前協議—③認証可能電力量

- 「認証可能電力量の確認方法」で示した計算式の根拠を示してください。
 - 売電電力量の送電ロス
 - 補機使用電力量の算定式
 - バイオマス燃料の発熱量の算定式
 - 非バイオマス燃料の発熱量の算定式

- 「認証可能電力量の確認方法」で示したエビデンス一式を揃えてください。
 - 検定済計量器写真（発電電力量計、売電電力量計）
 - 売電電力量検針票（電力会社発行）
 - 補機仕様書（補機消費電力）
 - 運転月報（発電電力量、稼働時間）
 - バイオマス燃料分析結果（バイオマス燃料の発熱量）
 - 非バイオマス燃料分析結果（非バイオマス燃料の発熱量）

計量器における留意事項

□ 計量器写真の撮影例



電力量の指示数、計器番号、が容易に読み取れること（乗率計器の場合は乗率も読み取れること）。

計量器の有効期限が計器番号とともに容易に読み取れること。

有効期限がタグの場合はタグの有効期限が計器番号とともに容易に読み取れること。

※設備認定を要件に認定後に検定済計量器を設置される場合は、設置後写真を提出してください。
なお、初回電力量認証申請時に計量器の写真を提出しても結構です。

(2) 発電設備認定申請書類提出

- 所定の申請書式に、(1)で揃えたエビデンスを添付した申請書類一式を提出する。
 - グリーン電力発電設備認定申請書（事務取扱要領 附属書1）
 - グリーン電力発電設備概要書（同 附属書2）
 - グリーン電力の認証要件に関する誓約書（同 附属書3）
 - グリーン電力の認証要件に関するチェックリスト（同 附属書4）
 - 認証可能電力量の確認方法（同 附属書10）
 - 遠隔検針システム基準適合説明書（同 附属書18）
 - 太陽光発電ファーム詳細書（同 附属書19）
 - 発電設備の状況を示す結線図（同 附属書20）
 - (1)揃えたエビデンス書類

（注）申請書類は、申請者の捺印がある書類を含め、すべて電子媒体で提出してください。

(3) 発電設備認定及び通知

- 設備認定申請書の審査が終了した後、申請者に設備認定番号、設備認定日等を電子メールにて連絡します。

(4) 設備認定証発行

- グリーン電力発電設備認定証は、原則として、四半期毎に請求書とともに送付します。それ以前に必要な場合は、ご連絡ください。

(5) 電力量計測開始

- 電力量認証申請のための初期値の電力量計測は、発電設備認定日の翌日以降としてください。

(6) 発電設備認定後に提出する書類

- 初回の電力量認証申請時まで以下の届出等を提出してください。
 - 証書発行事業者マーク届出
 - グリーン電力証書ガイドライン適合説明書
 - 証書関連情報の管理責任者・管理体制図

変更申請について



- 認定済発電設備について、内容に変更がある場合には、すみやかに変更申請書（事務取扱要領 附属書6）を提出してください。
 - 認証可能電力量の確認方法の変更（提出書類の変更、算定方法の変更、等）
- 以下の変更がある場合には、直近の電力量認証申請時において簡易変更手続きを行ってください。
 - 発電事業者の氏名、住所の変更（ファームは対象外）
 - 設備容量の変更（増設、減設）
 - 検定済計量器情報の変更（遠隔検針開通、計量器の取替）等
- 設備認定時における事業スキームを変更する場合、日本品質保証機構までご連絡ください。

過去に類似性のないスキームの場合、必要により専門家の意見を聴取することになります。